【 公的年金からの市･府民税･森林環境税の特別徴収について 】

公的年金に係る市・府民税については、年金保険者（日本年金機構等）が公的年金の支給時に特別徴収し、市へ直接納入します。納税の手間が省かれるとともに、市の事務の効率化を図るため、公的年金からの特別徴収を実施しております。

対象となる方は、「令和８(2026) 年度　市民税・府民税・森林環境税　税額決定・納税通知書」の右上に公的年金からの特別徴収税額を記載しておりますので、ご覧ください。

○対象者

次の①～④全てを満たす方

①８年中に公的年金の支払いを受け、８年４月１日時点で 65 歳以上
②介護保険料が公的年金から特別徴収されている
③老齢等年金給付の年額が 18 万円以上
④公的年金からの特別徴収税額が老齢等年金給付の額を超えない

○対象となる年金

介護保険料が特別徴収されている年金

○対象となる市・府民税

年金所得から計算した市・府民税のみ対象となります。

※給与所得・営業所得など公的年金所得以外の所得にかかる市･府民税は、納付書若しくは口座振替又は給与からの特別徴収の方法で納めていただきます。

○徴収方法

「仮徴収税額」を前年度の特別徴収税額の２分の１に相当する額とし、その額を３分割して４月・６月・８月の年金から特別徴収します。年間の税額確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を３分割して 10 月・12 月・２月の年金から「本徴収税額」として納めていただきます。

納付方法	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
納入月	8年４月	8年６月	8年８月	8年10月	8年12月	9年２月
算出方法	前年度の特別徴収税額の２分の１に相当する額とし、その額を３分割して4･6･８月の年金から特別徴収			年税額から仮徴収税額（4･6･8月分の合計）を差し引きし、残りの税額を３回（10･12･翌年２月）に分けて特別徴収		

○新たに公的年金から特別徴収される場合

納付方法	普通徴収		特別徴収		
納入月	8年6月（第1期）	8年8月（第2期）	8年10月	8年12月	9年２月
算出方法	年税額の半分を２回（6･8月）に分けて納付		年税額の残り半分を３回（10･12･翌年２月）に分けて特別徴収		

※公的年金からの特別徴収が初年度の場合、手続きの関係上 10 月から特別徴収が開始となります。ご不便をお掛けしますが、６月・８月は納付書（あるいは口座振替）により納付願います（普通徴収）。また、年度の途中で特別徴収が中止となった後で、公的年金からの特別徴収の対象者となった場合は、翌年 10 月から特別徴収が再開されます。

○市区町村外転出時の特別徴収

８年１月１日に門真市にお住まいで、８(2026) 年度の初日（４月１日）より前に他市へ転出している場合は、８(2026) 年度分について仮徴収を行いますが、本徴収は行われず、普通徴収の方法によって徴収されます。（地方税法 321 条の７の９）また、９(2027) 年度分については、転出先の市区町村で仮徴収は行われず、普通徴収の方法によって徴収されます。（地方税法 321 条の７の８）

８年４月１日から 12 月 31 日までに他市へ転出された場合は、９(2027) 年度分については、転出先の市区町村で仮徴収は行われず、普通徴収の方法によって徴収されます。（地方税法 321 条の７の８）

納付方法	8（2026）年度分						9（2027）年度分					
	仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
納入月	8年4月	8年6月	8年8月	8年10月	8年12月	9年2月	9年4月	9年6月	9年8月	9年10月	9年12月	10年2月
8年1月2日から3月31日までに転出	門真市で特別徴収			普通徴収（地方税法 321 条の7の9）			転出先の市区町村で普通徴収（地方税法 321 条の7の8）			転出先の市区町村で特別徴収		
8年4月1日から12月31日までに転出	門真市で特別徴収			門真市で特別徴収			転出先の市区町村で普通徴収（地方税法 321 条の7の8）			転出先の市区町村で特別徴収		

○特別徴収税額の変更があった場合の特別徴収

年金所得に係る特別徴収税額が変更された場合においても、12 月と２月の本徴収の変更の際に限り、特別徴収が継続されます。（地方税法施行令 48 条９の 14）

＜本徴収の取扱い＞

	8（2026）年度分			差額の取扱い
年金保険者への通知の到達日	8年10月	8年12月	9年2月	
8年10月10日までの場合	変更前の税額で特別徴収	変更後の税額で特別徴収		－
8年12月10日までの場合	変更前の税額で特別徴収		変更後の税額で特別徴収	
8年12月11日以降の場合	変更前の税額で特別徴収			変更後の特別徴収税額が変更前の徴収税額を超える場合､差額は普通徴収によって徴収

※既に門真市に納入された税額が変更後の特別徴収税額を超えることとなった場合、当該過納又は誤納に係る税額は還付･充当します。

＜仮徴収の取扱い＞

	9（2027）年度分			差額の取扱い
年金保険者への通知の到達日	9年4月	9年6月	9年8月	
8年12月10日までの場合	変更後の税額で特別徴収			－
9年2月10日までの場合	特別徴収を停止			普通徴収の方法によって徴収
9年4月10日までの場合	変更前の税額で特別徴収	特別徴収を停止		－
9年6月10日までの場合	変更前の税額で特別徴収		特別徴収を停止	－
9年6月11日以降の場合	変更前の税額で特別徴収			－

※既に門真市に納入された税額が年税額を超えることとなった場合､当該過納又は誤納に係る税額は還付･充当します。

○公的年金からの特別徴収が中止となる場合

上記のほか、介護保険料の特別徴収の中止又は死亡等による年金の支給停止により、公的年金からの特別徴収が中止となります。その場合、残税額については、普通徴収（納付書等）で納めていただきます。

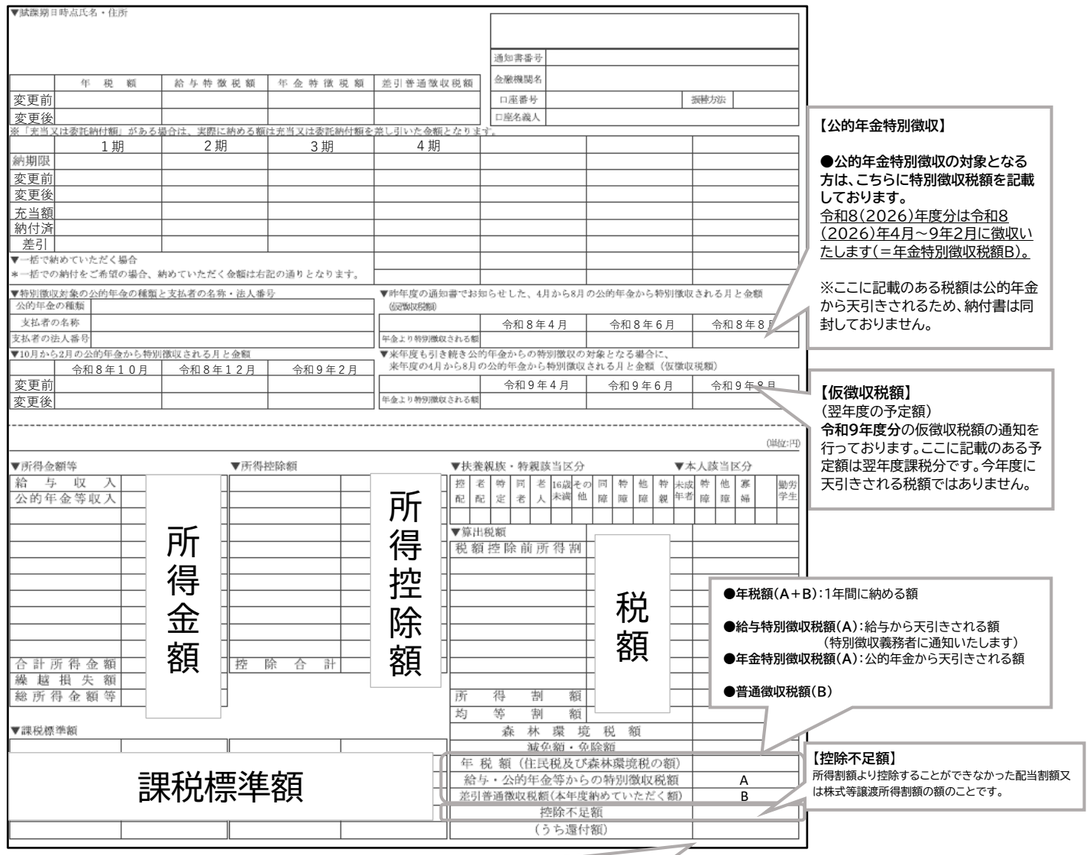
○仮徴収が中止されている方へ

８(2026) 年度の特別徴収税額（合計額）が、８(2026) 年４・６月分の仮徴収税額を下回る場合、その過徴収となった税額については、納入の確認がされた後、還付の手続きをさせていただきます。

また、８月の仮徴収で年税額を上回っている場合は、あらかじめ特別徴収を停止していますので、８月分については同封している納付書により納めていただきます。（口座振替を届出している場合は口座より引き落としとなりますので、納付書は同封しておりません。）

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

【 市民税･府民税･森林環境税　税額決定･納税通知書　の見方 】



【公的年金特別徴収】

●公的年金特別徴収の対象となる方は、こちらに特別徴収税額を記載しております。
令和8(2026)年度分は令和8(2026)年4月～9年2月に徴収いたします(＝年金特別徴収税額B)。

※ここに記載のある税額は公的年金から天引きされるため、納付書は同封しておりません。

【仮徴収税額】
（翌年度の予定額）
令和9年度分の仮徴収税額の通知を行っております。ここに記載のある予定額は翌年度課税分です。今年度に天引きされる税額ではありません。

●年税額(A＋B)：1年間に納める額
●給与特別徴収税額(A)：給与から天引きされる額（特別徴収義務者に通知いたします）
●年金特別徴収税額(A)：公的年金から天引きされる額
●普通徴収税額(B)

【控除不足額】
所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の額のことです。

【還付額】
控除不足額が納める均等割額を上回る場合、(うち還付額)欄には、還付金額が記載されます。

税額の算出について

所得金額－所得控除額＝課税標準額（千円未満切り捨て）
課税標準額×税率（市民税６％､府民税４％（総所得以外の所得は別途の税率になります））－税額控除額＝所得割額（百円未満切り捨て）
所得割額＋均等割額＋森林環境税＝年税額（給与特別徴収税額＋年金特別徴収税額＋普通徴収税額）

【 よくある質問 】

質問：昨年 10 月に定年退職し、その後は無職です。
　　市・府民税の課税決定通知書が届きましたが、納付しなければならないのでしょうか。
回答：市・府民税は前年（１月１日～ 12 月 31 日）の収入をもとに決定されます。
　　現在無職であっても、昨年中に一定の所得がある場合は市・府民税が課税されます。
質問：令和８年３月に会社を退職し、その際に給与から市・府民税の残りの税額が一括で差し引かれています。
　　今回届いた納税通知書でも、納めなければいけないのでしょうか。
回答：納めていただく必要があります。
　　退職の際に一括で差し引かれた税額は、令和６(2024) 年中の所得に対する令和７(2025) 年度の市・府民税額であり、令和７年６月から令和８年５月までの 12 回に分けて毎月の給与から差し引くことになっていた税額の残額です。
質問：今年３月に仕事を辞め、６月より再就職しました。
　　以前の会社では市・府民税が給与から特別徴収されていましたが、再就職先ではどうなるのでしょうか。
回答：勤務先を退職すると、特別徴収が出来なくなるため、納付書を自宅へ送付します。
　　再就職先で引き続き市・府民税を特別徴収する場合は、現在の勤務先より改めて特別徴収を行う旨の届けを市に提出していただく必要があります。よって、現在の勤務先にお問い合わせください。

公的年金からの特別徴収について

質問：公的年金から特別徴収するかどうかを選択できますか？
回答：対象者の条件を満たすすべての人が特別徴収されます。
　　本人の意思により口座振替や給与からの特別徴収等を選択することはできません。（地方税法第 321 条７の２）
質問：公的年金以外に収入がある場合はどうなりますか？
回答：公的年金にかかる税額分のみが、公的年金より特別徴収されます。
　　その他の所得にかかる税額は、納付書若しくは口座振替又は給与からの特別徴収により納めていただくことになります。
質問：公的年金から特別徴収することによって、税額は増えるのですか？
回答：この制度は、市・府民税の納税方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。

令和8(2026)年度
市民税・府民税・森林環境税について

(注意) 令和8年1月1日現在 (税制改正等により変更が生じる場合があります。)

～裏面～
・公的年金からの特別徴収について
・納税通知書の見方　・よくある質問

個人の市・府民税・森林環境税とは

○均等割と所得割

個人の市・府民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。

「均等割」は、所得に関係なく一定の所得のある人に均一の負担をしていただくもので、年額 4,300 円 (市 3,000 円、府 1,300 円) となります。一方、「所得割」は、その人の前年中の所得金額に応じて、負担していただくものです。

		変更前	変更後 (令和 6 年度～令和 9 年度)
均等割額	市民税	3,500 円	3,000 円
	府民税	1,800 円	1,300 円
森林環境税		—	1,000 円

※ 個人市民税・府民税の均等割について、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成 26 年度から臨時的に年額 1,000 円が賦課徴収されていたものが令和 5 年度をもって終了し、新たに森林環境税 (年額 1,000 円) が導入されます。

※ 大阪府では平成 28 年度から令和 5 (2023) 年度までの 8 年間を森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備 に係る施策に必要な財源 (森林環境税) を確保するため、府民税均等割等額に 300 円を加算しておりました。しかし、昨今の山地災害等の発生や災害並みの猛暑の状況を鑑み、令和 6 年度から令和 9 年度まで 4 年間延長し、引き続き森林環境税 (300 円) を加算いたします。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

○市民税と府民税

個人の府民税の賦課徴収は、個人の市民税の賦課徴収と併せて行います。

個人の府民税は、税率は異なりますが税額計算のもとになる所得金額等は、個人の市民税と同様に算出されます。

門真市へは市民税と府民税をあわせて納付していただくこととなり、納付していただいた府民税は、門真市から大阪府に払い込みます。

この個人の市民税と府民税を総称して、個人住民税とも呼ばれています。

○所得税と市・府民税

市・府民税は、住民の皆さんにとって身近な行政サービスの費用を、それぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税金です。このことから、市・府民税は所得税よりも納める人の範囲が広くなっています。

また、個人の市・府民税は、市が税額の計算を行い、納税義務者に市民税・府民税・森林環境税納税通知書を送付して、 納めていただく仕組みとなっています。

○市・府民税・森林環境税を納める人 (納税義務者)

市・府民税は、門真市内に住所や事業所がある人に課税されます。

市内に住所や事業所があるかどうかは、**その年の 1 月 1 日現在の状況**で判断されます。この日を賦課期日といいます。

令和 8 年 1 月 1 日までに死亡した人には、令和 8 (2026) 年度市・府民税・森林環境税は課税されません。また、令和 8 年 1 月 2 日以降に門真市から他の市町村に転出した人は、令和 8 (2026) 年度市・府民税・森林環境税は門真市に納めていただくことになります。

○税額の算出方法

市・府民税は前年中の所得を基準として課税されますので、**令和 8 (2026) 年度の市・府民税は令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの所得**金額が対象となります。

市・府民税の年税額＝均等割＋所得割

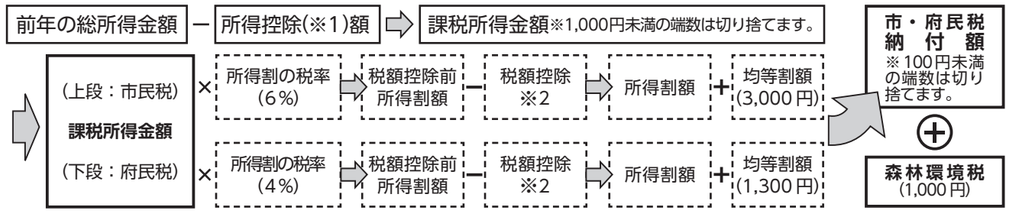
・均　等　割…年額 4,300 円 (市民税 3,000 円・府民税 1,300 円)
・森林環境税…1,000 円
・所　得　割…(前年の所得金額－所得控除額) ×税率 (市民税 6 %、府民税 4 %) －税額控除額
※土地建物や株式等の譲渡所得等に対する税率は別途定めています。

○納付方法

市・府民税の納税方法は、個人で納めていただく方法 (普通徴収) と特別徴収義務者 (勤務先および年金保険者) を通じて納めていただく方法 (特別徴収) があります。納期は門真市税条例で定められており、次のとおりとなります。

・普通徴収は、6 ・ 8 ・ 10 ・ 12 月の年 4 回に分けて納付
・勤務先からの特別徴収は、本年 6 月から翌年 5 月までの各月 12 回に分けて納付
・年金からの特別徴収は、本年 4 月から翌年 2 月までの年金支払月 (偶数月 6 回) に分けて納付

○市・府民税の計算方法



●所得控除一覧表 (※1)

控除の種類			控除額		
基礎控除			合計所得金額 2,400 万円以下		43 万円
			2,400 万円超 2,450 万円以下		29 万円
			2,450 万円超 2,500 万円以下		15 万円
			2,500 万円超		適用なし
		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
控除対象配偶者	配偶者の合計所得金額 58 万円以下		33万円	22万円	11万円
		老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 58万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円
	133 万円超		0万円	0万円	0万円
特定親族特別控除	19 歳～ 22 歳の親族等 (控除対象扶養親族を除く) 合計所得金額				
	58 万円超 95 万円以下				45万円
	95 万円超 100 万円以下				41万円
	100 万円超 105 万円以下				31万円
	105 万円超 110 万円以下				21万円
	110 万円超 115 万円以下				11万円
	115 万円超 120 万円以下				6万円
	120 万円超 123 万円以下				3万円

扶養控除	一般扶養親族 (16 ～ 18 歳または 23 ～ 69 歳)		33 万円
	特定扶養親族 (19 ～ 22 歳)		45 万円
	老人扶養	同居老親等 (70 歳以上)	45 万円
		上記以外の老人扶養親族 (70 歳以上)	38 万円
障害者控除	一般の障害者		26 万円
	特別障害者		30 万円
	同居特別障害者		53 万円
寡婦控除			26 万円
ひとり親控除			30 万円
勤労学生控除			26 万円

控除の種類	控除額
雑損	①差引損失額－総所得金額等の合計額の10% ②差引損失額のうち、災害関連支出金額－5万円 ※控除額は①または②の多い方の金額
医療費	(支払った医療費の合計額-保険金等により補てんされる金額)- 総所得金額等の合計額の5%または10万円のいずれか少ない方の金額) ※限度額は200万円 〈セルフメディケーション税制の適用を受ける場合〉 支払った特定一般用医薬品等購入費の額-保険金等により補てんされる額-12,000円 ※限度額は88,000円
社会保険料	支払った保険料の額
小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額
生命保険料	生命保険料控除…㋐+㋑+㋒(限度額70,000円) ㋐一般生命保険料控除…ⓐのみ(限度額28,000円)／ⓐ＋ⓑ(限度額28,000円)／ⓑのみ(限度額35,000円) (いずれか大きい金額) ㋑介護医療保険料控除…ⓐ ㋒個人年金保険料控除…㋐一般生命保険料控除と同じ
地震保険料	地震保険料：支払金額の1/2(限度額25,000円) 旧長期損害保険料：～5,000円・・・・・・・・支払金額の全額／5,001円～15,000円・・支払金額×1/2+2,500円／15,001円～・・・・・・・10,000円(限度額)
所得金額調整控除 (給与所得から控除)	(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合 ア.本人が特別障害者に該当する イ.年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ.特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する 所得金額調整控除額=(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10% (2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合 所得金額調整控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円))　－ 10 万円

●配当割額及び株式等譲渡所得割額に係る還付・充当の取り扱いについて

申告された配当及び株式譲渡所得について、すでに特別徴収された市・府民税がある場合には、その税額は所得割額から控除し、控除することができなかった金額については、課税決定後に充当金として課税金額に充当します。充当してもなお残額がある場合、その金額は還付いたします。

なお、充当及び還付後に所得の修正などにより税額に変更があれば充当及び還付金の返還をしていただく場合もあります。

また、他の未納にかかる徴収金 (軽自動車税、固定資産税等) がある場合には、門真市税条例の規定により充当いたします。

●税額控除 (※2)

1. 調整控除

税源移譲に伴う所得税と市・府民税の人的控除額の差による負担増を調整するための控除です。

(控除額)

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合
次の①、②のいずれか少ない金額の５%
①人的控除額の差の合計額
②合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の場合
{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)の５%
合計所得金額が2,500万円を超えると、調整控除の適用はありません。
※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

2. 配当控除

配当所得がある場合、一定の金額を市・府民税の算出額から差し引きします。

種類＼課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

3. 外国税額控除

外国にその源泉がある所得について、その国の法令によって所得税・住民税に相当する課税がされた時、一定の方法により税額控除を行います。

4. 住宅借入金等特別税額控除　(令和8年2月現在)

住宅借入金等特別税額控除の額は、次の表で求めた限度額と所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額のいずれか小さい額です。

※表中のＡは所得税の課税総所得金額等 (課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額) です。

市・府民税の住宅借入金等特別税額控除限度額

入居した年月	(1) 平成 21 年 1 月から平成 26 年 3 月まで	(2) 平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月まで	(3) 令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月まで
控除限度額	Ａ×５% (最高 97,500 円)	Ａ×７% (最高 136,500 円)	Ａ×５% (最高 97,500 円)

(注 1) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が８%または 10%である場合に限ります。
(注 2) 令和 4 年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、(2) の場合の控除限度額と同じとなります。
(注 3) 令和 6 年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

5．寄附金税額控除　(令和8年2月現在)

Ⓐ都道府県共同募金若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金
Ⓑ都道府県、市町村、特別区若しくは東日本大震災等に対する寄附金

Ⓐに該当する寄附金の控除額は下記①の額です。また、Ⓑに該当する寄附金はふるさと寄附金の扱いとなり、控除額は下記①、②の合計額です。(控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の 30%が上限です。)

①基本控除額 (対象となる寄附金すべてに適用)
(対象となる寄附金の合計額－２千円) × 10%
②特例控除額 (ふるさと寄付金にのみ適用)
(対象となる寄附金の合計額－２千円) ×特例控除適用率
(特例控除額の限度額は、市・府民税所得割額の２割です。)
※特例控除適用率は、市・府民税の課税総所得金額等 (総所得金額等－所得控除額) から所得税との人的控除額の差の合計額を差し引いた金額により算出することができます。

【ワンストップ特例を利用する人】

税制改正において、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をすることなく控除を受けることができる「 ふるさと納税ワンストップ特例 」が始まりました。

◆注意点◆
○５団体を超える自治体に寄附を行った場合、医療費控除等で確定申告または市・府民税の申告をされた場合は、特例が適用されないため寄附金の確定申告が必要です。
○ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合、所定の様式にて変更手続きが必要です。

◎寄附金税額控除

公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体及び門真市が条例により指定した団体に対する寄附金については、個人市・府民税の所得割の税額控除の対象となります。
(控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の 30%が上限です。)
控除額＝ (支出した寄附金の額-2,000 円) ×４% (府指定分)
控除額＝ (支出した寄附金の額-2,000 円) ×６% (市指定分)

≪対象となる寄附金≫

地方税法第 37 条の２第１項第３号又は第４号に規定される認定ＮＰＯ法人・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・学校法人など、住民の福祉の増進に寄与する寄附金
門真市が条例で指定する法人等への寄付金